

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和五年三月二十四日

秋田県知事 佐竹敬久